

伊賀市テナント・店舗等木質化モデル創出事業補助金

～伊賀市産木材を使用した木質化を支援します～

本事業は、多くの方が利用する店舗において、木質化等により伊賀市産木材を積極的かつ効果的に活用する取組に対し、木質化に係る費用の一部を支援するものです。

補助の条件

補助対象者

伊賀市内に新たにテナント・店舗等を開設又は既存テナント・店舗等を改修するテナント事業者若しくは物件所有者

補助対象テナント・店舗

- (1) 原則として利用者の範囲を制限しないものであること。
- (2) 木質化により地域材(※1)が目立つ形で使用されるものであること。
- (3) 立地や用途等から市民等への情報発信が期待できるものであること。
- (4) 地域材を利用した旨を看板等で明示するなど、積極的に地域材の利用促進のPRが図れるものであること。
- (5) 市、県、国等による木材の活用に関する他の補助金等を受けていないこと。

※1 地域材とは、伊賀市内で伐採された木材であって、木材認証制度等により伊賀市産であることの証明がなされたもの

補助対象経費

地域材を使用した木質化のために必要な工事費並びに木製什器等の購入、組立て、設置及び運搬に係る経費

補助金額等

補助率

1 補助対象店舗当たり補助対象経費の2分の1以内

補助限度額

上限250万円

申請方法

事前申請

工事の着手等の前に伊賀市テナント・店舗等木質化モデル創出事業補助金事前申請書(様式1)に、次に掲げる書類を添えて伊賀市産業振興部農林振興課までご提出ください。

- (1) 補助対象者が建物又はその一部を使用していることが確認できる書類
- (2) 補助対象経費に係る見積書の写し
(補助対象経費となる部分が明確となる内訳書を含む。)
- (3) 補助対象店舗の工事完了後の店舗イメージがわかるもの
(工事を伴う場合に限る。)
- (4) 地域材の使用予定箇所及び使用予定方法がわかるもの
- (5) 地域材の使用予定量の積算根拠がわかるもの

※申請者が法人又は団体の場合は、定款、規約および役員の氏名、役職名、住所等が記載された書類

問合せ・提出先

伊賀市産業振興部農林振興課 計画係

〒518-8501 伊賀市四十九町3184番地 電話 0595-22-9712

【事業の流れ】

補助対象者は、下図の赤囲み部分において、所定の手続きを行う必要があります。

